

これからの刑事手続の在り方について レジューメ

中央大学名誉教授 椎橋隆幸

2026年3月11日

## 1 刑事訴訟法の目的（第1条）

基本的人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにしつつ、刑罰法令を適正・迅速に適用実現すること

適正手続に基づくことを前提に、事案の真相を解明するために世界の主要国は各種の制度を用意している。おとり捜査・潜入捜査、通信傍受・会話傍受、DNA データベースの構築、GPS による位置情報の探索、オンライン検索、有罪答弁（司法取引）、刑事免責等々である。我が国はこれらの一部を、しかも、かなり厳格に採用・運用している現状にある。

事案の真相の解明のためには供述証拠と非供述証拠が必要であるが、後者の関係では、本日のテーマではないが、犯罪の高度の嫌疑があるものの、大量の情報が瞬時に消されてしまうことを防ぐために、緊急捜索・押収とかオンライン検索等が検討されるべきではなからうか。

## 2 取調べの重要性と適法性の保障

取調べは事案の真相の解明に極めて重要な役割を果たすが、限度を超えた違法な取調べの事例につき厳しい批判が向けられている。いかに適正な取調べを実現するか。

### (1) 黙秘権、弁護権を保障した取調べとその限界

黙秘権の内容 自己負罪拒否特権から供述の自由の保障へ（ミランダなど）

取調べ拒否は黙秘権の内容か 取調べ受忍義務論の是非

弁護人は依頼人の best interest を実現することにある。取調べ拒否は依頼人の best interest にはならない場合があるのではないか。

### (2) 弁護人の立会権

弁護人の立会は黙秘権の内容か

立会いの形態にもよるが、取調べを不可能にする虞がある。当事者対立構造に反する？

### (3) 取調べの録音・録画

取調べの録音・録画の機能 ①供述書の任意性・信用性立証の確保、②取調べの適正性に資する。

試行と施行の実績によれば、②については、個別の事案でなお違法・不適切な取調べ

が裁判例でも問題視されているが、全体としてみれば、供述書の任意性・信用性がより的確に判断されるようになり（水掛け論にならない）、また、違法・不適切な取調べの抑止にも期待が持てる。適正な手続きに従って真相を解明するという目的にもかなっている。したがって、取調べの録音・録画は対象犯罪の拡大が望まれる。

### 3 協議・合意制度と有罪答弁制度

近年、取調べの実務においては、原則黙秘や取調べ拒否、さらに、立会権の保障が弁護人によって推進されている。その結果、刑訴法で保障されている取調べが事実上困難になっている場合があり、その傾向はますます強くなっているようである。

取調べができないで供述を獲得する手法として米国の有罪答弁（司法取引）制度がある。我が国も有罪答弁制度の一部を取り入れた協議・合意制度を制定・運用している。米国の有罪答弁制度と我が国の協議・合意制度は大きく異なる。前者は被告人が有罪答弁をすると、そこで有罪とされ、公判での事実認定は行われず量刑手続きに移行する。一方では、効率的な事件処理がなされるが、他方では、誤判が少なからず生じている。我が国では、捜査・公判協力型の協議・合意制度が採用され、運用されているが、検察はこの手続きに入ることに慎重で、また、裁判所ではさらに慎重に運用がなされている。この制度が実体的真実主義という刑事裁判の本質に反しないか、また、運用では、無実の他人を引き込む危険はないかなど丁寧な運用がなされているためである。そのため、この制度を利用した裁判例は少ない（6件か）。

そこで、効率的な事件処理の要請も含めて、自己負罪型合意制度を創設すべきではないかとの見解が有力に主張されている。課題としては、一方で、捜査・公判協力型で心配された他人を引き込む危険はなく、否認事件が減少すれば事件処理の効率は図れるであろうが、それがどの程度のものなのか、さらに重要なのは、これも程度にも左右されるかもしれないが、有罪答弁をした被告人に有利な取り扱いをすることが国民感情、被害者感情を納得させるものになるのかなど慎重に検討すべきことがあろう。